

令和4年2月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月7日(月) 午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

2番 本村教昭 11番 野口浩美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 農用地の買入協議について(要請)

第6号議案 別段面積の検討について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年2月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。 そしてまた、世の中は新型コロナのオミクロン株が異常な力を持ちまして、皆さん方の元にじわじわと寄ってきておるわけでございます。日本の国の中には自動販売機が400万台ございまして、その中には野菜とか果物とか、そういうものが売られておりまして、このオミクロンのコロナの中で結構活躍をしているそうでございます。私たちも、こういう莫大な勢力を持ちましてコロナが進行してきますと、何かインフルエンザのような感覚で身近に捉えなければいけないのかなと思っております。 今から麦踏み等、それからまた、ミカンについては出荷、それから、ハウスものについてはイチゴの生産等、自分たちが自力でしなくてははいけませんので、農業者の皆様と合わせて、私たちも病に伏さないように努力をしていかなければならないのではないのかなと思っております。 今日は1号議案から6号議案までございますので、皆様方のお力添えをいただきまして、スムーズに進行できるように努力をいたしてまいります。よろしく申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は、2番本村委員、11番野口委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は12名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議長	それでは、ただいまから令和4年2月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 12番江里口勇委員、13番中村委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は牛津町友田地区を通る市道友田八枝線東にある農地で、申請理由は空き家に付随した農地の取得です。 なお、この申請農地は、令和4年1月農業委員会において空き家に付随した農地として指定しております。 以上でございます。
事務局	

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は6ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は三日月町深町地区を通る市道四条三ヶ島西にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は10ページからとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は小城町江里山地区を通る市道浪松江里山線沿いにある江里山公民館南の農地で、転用目的は植林でございます。 被害防除対策ですが、雨水は自然流下、地下浸透により排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件については12番江里口勇委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
12番	<p>農地法4条申請事前調査事項の報告をいたします。 ただいま申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。 申請目的及び位置の検討については、転用目的により適当であると判断できます。 計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。 実現確実性の判定について、隣接農地、所有者や地元事業計画を説明されており、申請目的に供されることが確実であります。</p>

議 長	<p>被害防除施設・用排水の検討について、申請地周辺は畑であり、雨水は自然流下です。周辺農地にはネットを張られています。</p> <p>その他の特記事項でございますけど、この地区は山間部であり、イノシシの被害が多いため、耕作放棄地も発生する場所でもあるので、こういう場所は植林をして周辺農地に迷惑をかけないようにしていけたらいいと思っております。</p> <p>以上で報告を終わります。よろしく願いしておきます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。</p> <p>申請番号1から申請番号56まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は3ページから9ページまでを御覧ください。</p> <p>利用権設定について説明をいたします。</p> <p>本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が20件、利用権の再設定が36件、合計で56件、総面積は27万9,734平米でございます。</p> <p>今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号56までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を</p>

事務局	<p>お願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号3について説明をいたします。申請番号3、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号3につきましては、あっせん委員の3番下村委員に結果報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>あっせん申請農地、面積は事務局から説明のあったとおりです。</p> <p>12月6日に、12月農業委員会であっせん委員に指名されました。</p> <p>12月8日、所有者と会い、条件等を確認し、現在の耕作者〇〇氏と会い、あっせん申請が出ている説明をし、購入の意思があるかどうか聞いたところ、購入したいとの回答を受けました。</p>
議長	<p>12月11日、所有者に成立したことを伝えました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号4について説明をいたします。申請番号4、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

事務局	<p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は11ページを御覧ください。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。</p> <p>資料は16ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p>
議長 5番	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>これは申出人の住所が、ちょっと私もはっきりつかんじゃおらんですけども、4桁ってあんまり聞いたことないんですけど、〇〇〇-〇じゃないですか。</p>
事務局 5番 事務局 議長	<p>今、御質問いただきました地番ですね、おっしゃるように、資料の17ページに謄本をつけておりますが、西村委員がおっしゃったように〇〇〇番地の〇ですね、議案書は訂正して、次回の委員会のときにお送りをさせていただきます。</p> <p>了解しました。</p> <p>失礼しました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 農用地の買入協議について（要請）を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は12ページを御覧ください。</p> <p>買入協議の要請は1件でございます。</p> <p>資料は32ページからとなります。</p> <p>（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要を読み上げる。）</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転あっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対し申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請するものでございます。</p>
議長	<p>なお、買入協議が成立すれば、申出者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手）</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。</p>

事務局

次に、第6号議案 別段面積の検討についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は13ページを御覧ください。

別段面積の検討について説明をいたします。

資料は44ページとなります。

農地の売買・贈与等には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。

その許可要件の一つに、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可することができないとする下限面積50アールが定められております。

平成21年に農地法が改正・施行されたことに伴い、毎年、別段面積の設定または修正の必要性を検討することとなっております。

議案書の15ページを御覧ください。

50アールについては、農地法第3条第2項第5号では「農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積」とすることができると規定をされております。

議案書の16ページを御覧ください。

別段面積を設定する場合の要件として、農地法施行規則第17条第1項第3号に「設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。」、また、農地法施行規則第17条第2項第1号に「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」と規定されております。

議案資料の44ページを御覧ください。

農林業センサス2020の経営耕地面積規模別経営体数調査では、50アール未満の農地を耕作されている経営体の割合は22.3%であり、低いものと判断できるため別段面積を設定する必要がない、令和4年度についても現状から変更する必要がないものと考えております。

また、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地」として、空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱を制定し、別段面積は0.01アールと設定しておりますので、現状から変更する必要がないものと考えております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、別段面積は原案のとおり決定しました。

ほかに皆さんから何かございませんか。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

事務局

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査を2月25日金曜日の午後1時30

分から、西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。

3月の定例農業委員会の日時、場所ですが、3月7日月曜日、午後1時30分からなんですが、この大会議室が確定申告の会場になりますので、先ほど申しました現地調査で集合していただく会議室ですが、2-6会議室に場所を変更して農業委員会を開催するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもちまして2月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員